

【資料】 タイ刑法典（各則（2）・軽犯罪編）

平 井 佐 和 子

西南学院大学法学論集
第55巻 第2号 抜刷
2022年 9月 発行

【資料】 タイ刑法典（各則（2）・軽犯罪編）

平井 佐和子

【解題】

本稿は、1956年制定のタイ刑法典第2編「罪」「第9部 性に関する罪」から「第13部 死体に対する罪」まで及び第3編「軽犯罪」(ลหุโทษ・petty offences)の翻訳である。2019年までの改正については、本誌第54巻第3・4合併号に掲載しているが、ここに2021年及び2022年の刑法改正について補足する。2022年改正においては、刑事責任最低年齢が10歳から12歳となり（ただし、第74条により15歳までは刑罰を科せられない）、児童福祉と少年司法の境界年齢が引き上げられた¹。

⑳ 2021年刑法改正法（第28号）—墮胎罪の改正（第301条、第305条）。

㉑ 2022年刑法改正法（第29号）—刑事責任年齢の改正（第73条、第74条）。

翻訳の各条文に改正の注を付しているが、罰金額が10倍に引き上げられた2017年改正については注を省略している。なお、2021年改正について本稿に反映し、2022年改正にかかる第73条、第74条については本稿後部に追記した。

タイ刑法典各則の特徴は、法定刑に懲役と罰金の併科を規定する犯罪類型が多いことである（ただし、懲役刑のみを科すことも可能とされる（第20条））。懲役刑と罰金の額はおよそ1年の懲役につき2万バーツ（約8万円）の罰

1 今泉慎也「刑事責任最低年齢の引上げ」ジュリスト1574号（2022年8月）51頁。

金が対応するが、メディアを介した名誉毀損の罪については、2年の懲役に対して20万バツ(約80万円)の罰金を規定するなど、罰金刑を重視したものもある(第328条・1992年改正)。また、テロリズムの罪(第135/1条)を除けば、死刑と罰金刑が併科されることはないが、終身刑と罰金については併科するものとそうでないものがある(たとえば、第147条以下の公務員職権濫用罪は罰金を併科し、第276条以下の性犯罪は併科しない)。死刑のみを法定刑とする犯罪類型には、国王等に対する暗殺既遂又は未遂(第107条、第109条)のほか、凶器を用いた強制性交致死罪(第277条の3第1項第2号)、殺人罪の加重類型(第289条)、身代金目的略取・監禁致死罪(第313条第3項)、強盗致死罪の加重類型(第339条の2第5項)、集団強盗致死罪(第340条第5項)、集団強盗致死罪の加重類型(第340条の2第6項)がみられる。

ところで、現行タイ刑法は1956年に制定後、これまで32回の改正を数えるが、なかでも性犯罪については、国際基準に合わせて幾度も改正が重ねられてきた(第276条以下)。1971年改正によりいわゆる性的・性交同意年齢が13歳から15歳に引き上げられた(第277条から第279条)。1997年改正により性的搾取を態様とする人身取引行為を年齢、性別を問わず犯罪化し、18歳未満、15歳未満で重罰化した(第282条から第284条)。2007年改正においては、被害者を女性に限らず、また夫婦間においても強制性交罪が成立することとした(第276条)。2015年改正では、子どもポルノの製造・所持罪が整備された(第287/1条、第287/2条の新設)。さらに2019年改正においては、「性交」の定義を第1条に移行したほか(第1条第1項第18号)、性暴力犯罪を類型化し(第278条から第280/1条)、13歳未満に対する行為を重罰化した(第279条第2項)。

以下、第10部以降の内容を簡単にみておきたい。

「第10部 生命及び身体に対する罪」のうち、墮胎罪については、2020年2月、憲法裁判所により違憲判決が下され、2021年に刑法が改正されている²。これにより、自己墮胎につき、妊娠12週以下の場合には免責される(第301条)

2 今泉慎也「墮胎罪規定の違憲判決と刑法典改正」ジュリスト1554号(2021年11月)53頁。

ほか、違法性阻却事由として、医師を含む医療従事者の行為や、胎児の重度の障害の可能性が認められることとなった（第305条）。

「第11部 自由及び名誉に対する罪」のうち、名誉毀損は「虚偽の事実」を摘示することである（第326条）。摘示した内容が真実である場合には免責されるが、それが私的な事柄に関するもので、公益性がない場合は、真実の証明は許さないとする（第330条）。

「第12部 財物に対する罪」において、詐欺、債権者に対する欺罔、横領、器物損壊、不法侵入の罪については、公共物、公衆に対する罪を除いて、いわゆる親告罪とされる（第348条、第351条、第356条、第361条、第366条）。

「第13部 死体に対する罪」は、2007年制定に係るタイ憲法第4条及び第35条に基づく基本的人権と家族の権利（プライバシー、名誉）の保護を目的として、2015年に新設された条項である。

「第3編 軽犯罪」について、軽犯罪とは、1月以下の懲役又は10,000バーツ以下の罰金（又はその併科）を法定刑とする犯罪をいう（第102条）。刑法に基づく軽犯罪は、①公務員に関する犯罪、②公共に関する犯罪、③身体、精神、名誉、財産に関する犯罪、④善良な道徳に関連する犯罪の4類型に分類される³。基本的に故意に限らず犯罪が成立する（第104条）。未遂、従犯は犯罪とならない（第105条・第106条）。

3 ดร.ทวีเกียรติ มีนะกนิษฐ, คำอธิบายกฎหมายอาญา ภาคความผิดและโทษ, 2011, p390.

タイ刑法典

目次

第1編 総則

第1部 一般犯罪に関する通則(1 - 101条)

第2部 軽犯罪に関する通則(102 - 106条)

(以上、本誌第54巻第3・4号)

第2編 罪

第1部 国家の安全に関する罪(107 - 135条)

第1 / 1部 テロリズムに関する罪(135/1 - 135/4条)

第2部 行政に関する罪(136 - 166条)

第3部 司法に関する罪(167 - 205条)

第4部 宗教に関する罪(206 - 208条)

第5部 公衆の平穩に関する罪(209 - 216条)

第6部 公衆の危険に関する罪(217 - 239条)

第7部 偽造及び変造に関する罪(240 - 269/15条)

第8部 商取引に関する罪(270 - 275条) (以上、本誌第55巻第1号)

第9部 性に関する罪(276 - 287条)

第10部 生命及び身体に対する罪

第1章 生命に対する罪(288 - 294条)

第2章 身体に対する罪(295 - 300条)

第3章 墮胎の罪(301 - 305条)

第4章 幼年者、病者又は老年者の遺棄の罪(306 - 308条)

第11部 自由及び名譽に対する罪

第1章 自由に対する罪(309 - 321条)

第2章 秘密を侵す罪(322 - 325条)

第3章 名譽毀損の罪(326 - 333条)

第12部 財物に対する罪

【資料】タイ刑法典（各則（2）・軽犯罪編）

第1章 窃盗及びひったくりの罪（334 - 336条の2）

第2章 恐喝、強請、強盗及び集団強盗の罪（337 - 340条の3）

第3章 詐欺の罪（341 - 348条）

第4章 債権者に対する欺罔の罪（349 - 351条）

第5章 横領の罪（352 - 356条）

第6章 盗品収受の罪（357条）

第7章 器物損壊の罪（358 - 361条）

第8章 不法侵入の罪（362 - 366条）

第13部 死体に対する罪（366/1 - 366/5条）

第3編 軽犯罪（367 - 398条）

（以上、本号）

第2編 罪

第9部 性に関する罪

第276条⁴① 人に対して、脅迫し、暴行し、抗拒不能に乗じ、又は別人と誤解させて、強制性交をした者は、4年以上20年以下の懲役及び80,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪を、被害者に対して銃又は爆発物の所持を示唆して犯したときは、7年以上20年以下の懲役及び140,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

③ 第1項の罪を、銃若しくは爆発物を所持し、凶器を使用し、又は集団で陵辱して犯したときは、15年以上20年以下の懲役及び300,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

④ 第1項の罪を、配偶者間で犯し、なお夫婦として生活を共にすることを望むときは、裁判所は、法律の規定より軽い刑を科し、又は刑罰に代えて保護観察の条件を課することができる。裁判所が懲役刑を言渡し、かつ、夫婦の一方が夫婦として生活を共にすることを継続せず離婚することを希望すると

4 1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）、2007年刑法改正法（第19号）、2019年刑法改正法（第27号）により改正。

きは、当該配偶者に裁判所に対してその旨の申請をさせ、裁判所は検察官に対して離婚手続を行なうよう宣告するものとする。

第277条⁵① 自己の配偶者ではない15歳未満の子どもに対して性交をした者は、当該子どもが同意したか否かを問わず、5年以上20年以下の懲役及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪を、13歳未満の子どもに対して犯したときは、7年以上20年以下の懲役及び140,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

③ 前2項の罪を、被害者に対して銃又は爆発物の所持を示唆して犯したときは、10年以上20年以下の懲役及び200,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

④ 第1項又は第2項の罪を、銃若しくは爆発物を所持し、凶器を使用し、又は集団で陵辱して犯したときは、終身刑に処する。

⑤ 第1項の罪において、18歳未満の者が、13歳以上15歳未満の子どもに対して、その同意を得て行為をしたときは、少年家庭裁判所は、児童福祉法に基づき、刑罰に代えて、被害者又は罪を犯した者に対する福祉的保護を判断するものとする。審理に当たっては、年齢、前歴、分別、知能、教育訓練、健康、心身の状態、性格、職業、罪を犯した者及び被害者の環境、罪を犯した者と被害者の関係、その他被害者の利益となる事情を考慮しなければならない。

⑥ 児童福祉法に基づき、被害者又は罪を犯した者に対して福祉的保護の措置をとる場合は、罪を犯した者の行為は罰しない。ただし、当該保護を達成できないときは、裁判所は、法律の規定より軽い刑を科することができる。審理に当たっては、前項に掲げる事由を考慮しなければならない。

第277条の2⁶ 第276条第1項、第277条第1項又は第2項の罪を犯し、よって、
(1) 被害者に重傷を負わせた者は、15年以上20年以下の懲役及び300,000バー

5 1971年国家改革評議会布告(第11号)、1982年刑法改正法(第5号)、1987年刑法改正法(第8号)、2007年刑法改正法(第19号)、2015年刑法改正法(第23号)、2019年刑法改正法(第27号)により改正。

6 1971年国家改革評議会布告(第11号)により新設。2007年刑法改正法(第20号)、2019年刑法改正法(第27号)により改正。

ツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

(2) 被害者を死亡させた者は、死刑又は終身刑に処する。

第277条の3⁷ 第276条第3項又は第277条第4項の罪を犯し、よって、

(1) 被害者に重傷を負わせた者は、死刑又は終身刑に処する。

(2) 被害者を死亡させた者は、死刑に処する。

第278条⁸① 15歳以上の者に対して、脅迫し、暴行し、抗拒不能に乗じ、又は別人と誤解させて、わいせつな行為をした者は、10年以下の懲役若しくは200,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、器具又は性器以外の器官を用いて、他人の性器又は肛門に侵襲して犯したときは、4年以上20年以下の懲役及び80,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

③ 前項の罪を、被害者に対して銃又は爆発物の所持を示唆して犯したときは、7年以上20年以下の懲役及び140,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

④ 第2項の罪を、銃若しくは爆発物を所持し、凶器を使用し、又は集団で陵辱して犯したときは、15年以上20年以下の懲役及び300,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

第279条⁹① 15歳未満の子どもに対してわいせつな行為をした者は、当該子どもが同意したか否かを問わず、10年以下の懲役若しくは200,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、13歳未満の子どもに対して犯したときは、1年以上10年以下の懲役若しくは20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

③ 前2項の罪を、脅迫し、暴行し、抗拒不能に乗じ、又は別人と誤解させ

7 1971年国家改革評議会布告（第11号）により新設。2007年刑法改正法（第20号）、2019年刑法改正法（第27号）により改正。

8 1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）、1987年刑法改正法（第8号）により改正。2019年刑法改正法（第27号）により第2項から第4項まで新設。

9 1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）、1987年刑法改正法（第8号）、2019年刑法改正法（第27号）により改正。

て犯したときは、1年以上15年以下の懲役若しくは20,000パーツ以上300,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

④ 第1項又は前項の罪を、器具又は性器以外の器官を用いて、子どもの性器又は肛門に侵襲して犯したときは、5年以上20年以下の懲役及び100,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金に処する。

⑤ 前項の罪を、13歳未満の子どもに対して犯したときは、7年以上20年以下の懲役及び140,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

⑥ 前2項の罪を、被害者に対して銃又は爆発物の所持を示唆して犯したときは、10年以上20年以下の懲役及び200,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

⑦ 第4項又は第5項の罪を、銃若しくは爆発物を所持し、凶器を使用し、又は集団で陵辱して犯したときは、終身刑に処する。

第280条¹⁰ 前2条の罪を犯し、よって、

(1) 被害者に重傷を負わせた者は、5年以上20年以下の懲役及び100,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

(2) 被害者を死亡させた者は、死刑又は終身刑に処する。

第280/1条¹¹ 第276条、第277条、第278条又は第279条の罪を犯した者が、自己又は他人のために不当に利益を得る目的で、当該性交又はわいせつ行為の画像又は音声を記録したときは、各条に規定する刑に3分の1を加えた刑に処する。

② 前項の罪を犯した者が、記録した性交又はわいせつ行為の画像又は音声を配信又は送信したときは、各条に規定する刑に2分の1を加えた刑に処する。

第281条¹² 次の各号に該当する場合は、訴えがなければ訴追することができない。

(1) 配偶者間で行なわれた第276条第1項又は第278条第2項の罪において、

10 1971年国家改革評議会布告(第11号)、1982年刑法改正法(第5号)、2019年刑法改正法(第27号)により改正。

11 2019年刑法改正法(第27号)により新設。

12 1971年国家改革評議会布告(第11号)、2019年刑法改正法(第27号)により改正。

それが公然と行なわれたものではない場合、又は被害者に重傷若しくは死亡の結果を生じない場合

（2）第278条第1項の罪において、それが公然と行なわれたものでない場合、被害者に重傷若しくは死亡の結果を生じない場合、又は第285条若しくは第285/2条に掲げる者に対して行なわれたものではない場合

第282条¹³① 他人の性的欲求を満たすために、わいせつの目的で人を獲得し、誘引し又は連行した者は、その同意にかかわらず、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪を、15歳以上18歳未満の者に対して犯したときは、3年以上15年以下の懲役及び60,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

③ 第1項の罪を、15歳未満の子どもに対して犯したときは、5年以上20年以下の懲役及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

④ 他人の性的欲求を満たすために、前3項の獲得し、誘引し又は連行された者を収受し、又は前3項の犯罪の実行を幫助した者は、その事案に応じて、各項に規定する刑に処する。

第283条¹⁴① 他人の性的欲求を満たすために、欺罔、脅迫、暴行、不当な影響力その他の強制力行使して、わいせつの目的で人を獲得し、誘引し又は連行した者は、5年以上20年以下の懲役及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪を、15歳以上18歳未満の者に対して犯したときは、7年以上20年以下の懲役及び140,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

③ 第1項の罪を、15歳未満の子どもに対して犯したときは、10年以上20年以下の懲役及び200,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑若しくは死刑に処する。

④ 他人の性的欲求を満たすために、前3項の獲得し、誘引し又は連行され

13 1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）、1987年刑法改正法（第8号）、1997年刑法改正法（第14号）により改正。

14 1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）、1987年刑法改正法（第8号）、1997年刑法改正法（第14号）により改正。

た者を収受し、又は前3項の犯罪の実行を幫助した者は、その事案に応じて、各項に規定する刑に処する。

第283条の2¹⁵① わいせつの目的で15歳以上18歳未満の者を拐取した者は、その同意にかかわらず、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、15歳未満の子どもに対して犯したときは、7年以下の懲役若しくは140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

③ 前2項の拐取された者を蔵匿した者は、その事案に応じて、各項に規定する刑に処する。

④ 第1項及び第3項の罪を、15歳以上の者に対して犯した場合に限り、訴えがなければ訴追することができない。

第284条¹⁶① 欺罔、脅迫、暴行、不当な影響力その他の強制力を行使して、わいせつの目的で人を拐取した者は、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の拐取された者を蔵匿した者も、同様とする。

③ 本条の罪は、訴えがなければ訴追することができない。

第285条¹⁷ 第276条から第280条まで並びに第282条及び第283条の罪を、尊属、卑属、共同親、共同父若しくは共同母のきょうだい、血縁者、担当する生徒、公権力による被留置者、後見、保護若しくは庇護下にある者、その他支配下にある者に対して犯したときは、各条に規定する刑に3分の1を加えた刑に処する。

第285/1条¹⁸ 第277条、第279条、第282条第3項、第283条第3項及び第283条の2第2項に規定する罪を、13歳未満の子どもに対して犯したときは、子どもの年齢を知らなかったとしても、そのことによって罪を免れることはできない。

15 1997年刑法改正法(第14号)により新設。

16 1971年国家改革評議会布告(第11号)、1982年刑法改正法(第5号)、1997年刑法改正法(第14号)により改正。

17 1971年国家改革評議会布告(第11号)、2019年刑法改正法(第27号)により改正。

18 2015年刑法改正法(第23号)により新設。

第285/2条¹⁹ 第276条から第279条までの罪を、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病者、老年者、妊娠した女性又は意思無能力のために自己を防御することができない者に対して犯したときは、各条に規定する刑に3分の1を加えた刑に処する。

第286条²⁰① 次の各号に該当する行為をした者は、20年以下の懲役及び400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

- (1) 他人の売春を援助、促進又は保護する行為
- (2) 他人の売春又は売春者からあらゆる形態の利益を得る行為
- (3) 売春をさせるために人を強制、脅迫、欺罔若しくは支配し、又は稼働する者を引受ける行為
- (4) 売春者と買春者を周旋する行為
- (5) 売春から得られた収益を隠匿又は隠蔽する行為
- (6) 売春者と同居し又は恒常的に一人若しくは複数の売春者と交際する行為で、かつ、自身の生計費の出所を明かすことができない場合
- (7) 売春を予防し又は被害を防止するために予防、統制、支援又は教育に取組む組織の活動を妨害する行為

② 前項第2号から第6号までの規定は、法律上又は道徳上の利益を得る者には適用しない。

第287条²¹ 次の各号に該当する行為をした者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

- (1) 商業的利益を目的として、公衆に頒布又は公開するために、わいせつな文書、描画、印画、絵画、印刷物、写真、ポスター、記号、映像、映画、録音テープ、ビデオテープその他の媒体を作成し、製造し、所持し、輸入し若しくは輸入させ、輸出し若しくは輸出させ、運搬し若しくは運搬させ、その他流通させる行為
- (2) わいせつ媒体の商取引を行ない、取引に参加若しくは関与し、又はわ

19 2019年刑法改正法（第27号）により新設。

20 1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）、2007年刑法改正法（第19号）、2019年刑法改正法（第27号）により改正。

21 1982年刑法改正法（第5号）により改正。

いせつ媒体を公衆に頒布、公開若しくは貸与する行為

(3) わいせつ媒体の流通又は商取引を援助する目的で、本条の罪を犯す者の存在を宣伝し若しくはその情報を拡散し、又はわいせつ媒体の入手方法を宣伝し若しくはその情報を拡散する行為

第287/1条²²① 自己又は他人の性的利益を図る目的で、子どもポルノを所持した者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を犯した者が、他人に子どもポルノを譲渡したときは、7年以下の懲役若しくは140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第287/2条²³ 次の各号に該当する行為をした者は、3年以上10年以下の懲役及び60,000バーツ以上100,000バーツ以下の罰金に処する。

(1) 商業的利益を目的として、公衆に頒布又は公開するために、子どもポルノを作成し、製造し、所持し、輸入し若しくは輸入させ、輸出し若しくは輸出させ、運搬し若しくは運搬させ、その他流通させる行為

(2) 子どもポルノの商取引を行ない、取引に参加若しくは関与し、又は子どもポルノを公衆に頒布、公開若しくは貸与する行為

(3) 子どもポルノの流通又は商取引を援助する目的で、本条の罪を犯す者の存在を宣伝し若しくはその情報を拡散し、又は子どもポルノの入手方法を宣伝し若しくはその情報を拡散する行為

第10部 生命及び身体に対する罪

第1章 生命に対する罪

第288条 人を殺した者は、死刑、終身刑又は15年以上20年以下の懲役に処する。

第289条 次の各号に該当するときは、死刑に処する。

(1) 尊属を殺した場合

(2) 現に職務を執行する公務員を殺した場合、又は職務を執行し若しくは

22 2015年刑法改正法(第24号)により新設。

23 2015年刑法改正法(第24号)により新設。

執行したことを理由に公務員を殺した場合

(3) 公務員が現に職務を執行する際に公務補助員を殺した場合、又は公務員の職務を補助し若しくは補助したことを理由に公務補助員を殺した場合

(4) 予謀により人を殺した場合

(5) 拷問又は残虐な行為を加えて、人を殺した場合

(6) 他の犯罪実行の準備又は便宜のために人を殺した場合

(7) 他の犯罪実行による収益を取得若しくは確保し、自己が犯した他の犯罪を隠蔽し、又は自己が犯した他の犯罪による刑を免れるために人を殺した場合

第290条① 人を殺す故意なく、暴行し、よって人を死亡させた者は、3年以上15年の懲役に処する。

② 前項の罪が、前条に規定する情況に係るときは、3年以上20年以下の懲役に処する。

第291条 過失により人を死亡させた者は、10年以下の懲役及び200,000バーツ以下の罰金に処する。

第292条 自殺させる目的で、生計その他を自己に頼る者に対して、虐待し又は虐待同等の行為をし、現に自殺させ又は自殺未遂に至らせた者は、7年以下の懲役及び140,000バーツ以下の罰金に処する。

第293条 16歳未満の子ども、自身の行為の性質若しくは重大性を理解することができない者、又は自身の行為を制御することができない者に対して、自殺の遂行を幫助し又は教唆して、現に自殺させ又は自殺未遂に至らせた者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第294条① 3人以上が参加する闘争において人が死亡したときは、死亡した者が闘争に参加していたかに否かかわらず、当該闘争に参加した者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 当該闘争に参加した者が、闘争を制止するため、又は正当防衛のために闘争に参加したことを証明し得たときは、罰しない。

第2章 身体に対する罪

第295条 暴行して人の身体又は精神に危険を生じさせた者は、身体傷害の罪とし、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第296条 前条の罪が、第289条に規定する情況に係るときは、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第297条① 身体傷害の罪を犯した者が、被害者に重傷を負わせたときは、6月以上10年以下の懲役及び10,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 重傷とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 視力喪失、聴力喪失、舌の切断又は嗅覚喪失
- (2) 生殖器官又は生殖能力の喪失
- (3) 腕、脚、手、足、指、その他の器官の喪失
- (4) 永久的な顔面の変形
- (5) 流産
- (6) 恒久的な精神障害
- (7) 生涯にわたる慢性的疾患
- (8) 20日以上にわたる重篤な身体的苦痛、又は20日以上にわたる通常活動への支障

第298条 前条の罪が、第289条に規定する情況に係るときは、2年以上10年以下の懲役及び40,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

第299条① 3人以上が参加する闘争において人が重傷を負ったときは、重傷を負った者が闘争に参加していたか否かにかかわらず、当該闘争に参加した者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 当該闘争に参加した者が、闘争を制止するため、又は正当防衛のために闘争に参加したことを証明し得たときは、罰しない。

第300条 過失により人に重傷を負わせた者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第3章 墮胎の罪

第301条²⁴ 妊娠12週を超える女性が自ら墮胎し、又は囑託して他人に墮胎させたときは、6月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第302条① 本人の承諾を得て墮胎させた者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪に当たる行為により、女性に重傷を負わせた者は、7年以下の懲役若しくは140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

③ 第1項の罪に当たる行為により、女性を死亡させた者は、10年以下の懲役及び200,000バーツ以下の罰金に処する。

第303条① 本人の承諾を得ないで墮胎させた者は、7年以下の懲役若しくは140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪に当たる行為により、女性に重傷を負わせた者は、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

③ 第1項の罪に当たる行為により、女性を死亡させた者は、5年以上20年以下の懲役及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

第304条 第301条及び第302条第1項の罪の未遂は、罰しない。

第305条²⁵ 第301条又は第302条の罪に関し、次の各号に該当する場合において、医療従事者が行ない、かつ、医療評議会の基準に従う場合は、罪とならない。

(1) 妊娠の継続が女性の身体又は精神に危険を生じる虞れがあり、必要性がある場合

(2) 胎児が出生した場合には重度の障害の可能性があると認められる医学的理由又は重大な危険があり、必要性がある場合

(3) 自身が性犯罪の結果として妊娠したことを、医療従事者に確認した場合

(4) 妊娠12週以下において、女性が妊娠の中断を確認した場合

24 2021年刑法改正法（第28号）により改正。

25 2021年刑法改正法（第28号）により改正。

(5) 妊娠12週を超え20週以下において、少年の妊娠問題の防止及び解決に関する法律に基づき、医療評議会及び関係機関の助言により公共保健省大臣が告示した基準及び手続に従い、診察並びに医療従事者及び別の医療従事者のカウンセリングを受けた後、女性が妊娠の中断を確認した場合

第4章 幼年者、病者又は老年者の遺棄の罪

第306条 自己から遠ざける目的で、9歳未満の子どもを遺棄して、監護者のない状態にした者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第307条 法律上又は契約上保護すべき義務ある者が、老齢、疾患、身体障害又は精神障害のために自立困難な者を遺棄して、生命に危険を生じる虞れのある状態にした者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第308条 前2条の罪を犯し、よって遺棄された者を死亡させ又は重傷を負わせた者は、第290条、第297条又は第298条に規定する刑に処する。

第11部 自由及び名誉に対する罪

第1章 自由に対する罪

第309条① 本人又は他人の生命、身体、自由、名誉又は財産に対して害を加える旨告知して脅迫し、又は暴行を用いて、強いて人に行為をさせ若しくはさせず、又は受忍させた者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、凶器を所持して又は5人以上で共同して犯したときは、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。人に権利文書を執行させ、取消させ、損壊させ、又は破棄させる目的で犯したときも、同様とする。

③ 秘密結社又は犯罪組織の威力を示して犯したときは、その秘密結社又は犯罪組織が現に存在するか否かにかかわらず、一年以上7年以下の懲役及び20,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

第310条① 人を拘束若しくは監禁し、又は手段を問わず人の身体的自由を奪った者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を犯し、よって拘束若しくは監禁され、又は身体的自由を奪われた人を死亡させ又は重傷を負わせた者は、第290条、第297条又は第298条に規定する刑に処する。

第310条の2²⁶ 人を拘束若しくは監禁し、又は手段を問わず人の身体的自由を奪って、自己又は他人のために義務のないことを行なわせた者は、5年以下の懲役及び100,000バーツ以下の罰金に処する。

第311条① 過失により、人を拘束若しくは監禁し、又は人の身体的自由を奪った者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を犯し、よって拘束若しくは監禁され、又は身体的自由を奪われた人を死亡させ又は重傷を負わせた者は、第291条又は第300条に規定する刑に処する。

第312条 人を奴隷化し又は隷属化する目的で、人を国内に引入れ、国外に移送し、連行し、買受け、売渡し、取引し、収受し、又は引留めた者は、7年以下の懲役及び140,000バーツ以下の罰金に処する。

第312条の2²⁷① 第310条の2又は前条の罪を、15歳未満の子どもに対して犯した者は、3年以上10年以下の懲役及び60,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項、第310条の2又は前条の罪を犯し、よって、

(1) 被害者の身体又は精神に危険を生じさせた者は、5年以上15年以下の懲役及び100,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

(2) 被害者に重傷を負わせた者は、終身刑又は7年以上20年以下の懲役に処する。

(3) 被害者を死亡させた者は、死刑、終身刑又は15年以上20年以下の懲役

26 1994年刑法改正法（第13号）により新設。

27 1994年刑法改正法（第13号）により新設。

に処する。

第312条の3²⁸① 15歳以上18歳未満の者を不正に収受し、取引し、獲得し、誘引し又は連行した者は、その同意にかかわらず、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、15歳未満の子どもに対して犯した者は、7年以下の懲役若しくは140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第313条²⁹① 身代金を獲得する目的で、次の各号に該当する行為をした者は、15年以上20年以下の懲役及び300,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑若しくは死刑に処する。

(1) 15歳未満の子どもを略取する行為

(2) 欺罔、脅迫、暴行、不当な影響力その他の強制力を行使して、15歳以上の者を略取する行為

(3) 人を拘束又は監禁する行為

② 前項の罪を犯し、よって略取され、拘束され又は監禁された者に重傷を負わせた者は、死刑又は終身刑に処する。拷問又は残虐な行為を加えて、被害者の身体又は精神に危険を生じさせた者も、同様とする。

③ 第1項の罪を犯し、よって略取され、拘束され又は監禁された者を死亡させた者は、死刑に処する。

第314条 前条の罪の従犯は、正犯と同一の刑に処する。

第315条³⁰ 第313条の罪を犯した者又は身代金支払者から、その仲介として財産若しくは利益を不当に要求し、又は受領の約束をした者は、15年以上20年以下の懲役及び300,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は終身刑に処する。

第316条 第313条から前条までの罪を犯した者が、第1審の判決言渡し前に、略取、拘束又は監禁された者に対して、重傷を負わせることなく又は生命に対する切迫した危険がない状態で解放したときは、各条に規定する刑を減輕

28 1997年刑法改正法(第14号)により新設。

29 1971年国家改革評議会布告(第11号)、1982年刑法改正法(第5号)、1987年刑法改正法(第8号)により改正。

30 1982年刑法改正法(第5号)により改正。

する。ただし、2分の1を超えて減軽することはできない。

第317条³¹ 正当な理由なく、両親、後見人又は監護者から、15歳未満の子どもを連れ去った者は、3年以上15年以下の懲役及び60,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の連れ去られた子どもを不正に買受け、取引し又は収受した者は、前項と同様とする。

③ 本条の罪を、営利又はわいせつの目的で犯したときは、5年以上20年以下の懲役及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

第318条³²① 両親、後見人又は監護者から、15歳以上18歳未満の未成年者を、当該未成年者の意思に反して連れ去った者は、2年以上10年以下の懲役及び40,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の連れ去られた未成年者を不正に買受け、取引し又は収受した者は、前項と同様とする。

③ 本条の罪を、営利又はわいせつの目的で犯したときは、3年以上15年以下の懲役及び60,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

第319条³³① 営利又はわいせつの目的で、両親、後見人又は監護者から、15歳以上18歳未満の未成年者を、当該未成年者の同意に基づき連れ去った者は、2年以上10年以下の懲役及び40,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の連れ去られた未成年者を不正に買受け、取引し又は収受した者は、前項と同様とする。

第320条³⁴① 欺罔、脅迫、暴行、不当な影響力その他の強制力を行使して、人を国外に連行し又は移送した者は、2年以上10年以下の懲役若しくは40,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

31 1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）、1987年刑法改正法（第8号）により改正。

32 1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）、1987年刑法改正法（第8号）により改正。

33 1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）、1987年刑法改正法（第8号）により改正。

34 1982年刑法改正法（第5号）により改正。

② 前項の罪を、連行され若しくは移送された者を不法に他人の支配下に置き、又は遺棄して生活困窮者にする目的で犯したときは、3年以上15年以下の懲役及び60,000バツ以上300,000バツ以下の罰金に処する。

第321条 第309条第1項、第310条第1項又は第311条第1項の罪は、訴えがなければ訴追することができない。

第321/1条³⁵ 第312条の3第2項及び第317条の罪を、13歳未満の子どもに対して犯したときは、子どもの年齢を知らなかったとしても、そのことによつて罪を免れることはできない。

第2章 秘密を侵す罪

第322条 他人の手紙、電報その他の文書の内容を確認し、又は当該文書の内容を公開する目的で、封緘された他人の手紙、電報その他の文書を開封し又は持ち去り、よつて人に害を及ぼす虞れを生じさせた者は、6月以下の懲役若しくは10,000バツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第323条① 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、看護師、僧侶、弁護士、弁護士、又は会計監査士の職にある者並びにその補助者が、人に害を及ぼす虞れのある方法で、その業務において知得した他人の秘密を漏らした者は、6月以下の懲役若しくは10,000バツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項に掲げる職業の教育研修を受ける者が、人に害を及ぼす虞れのある方法で、その教育研修において知得した他人の秘密を漏らしたときも、同様とする。

第324条 信託された職位、職業又は職務にある者が知得した科学的な産業、発見又は発明に関する秘密を、自己又は他人の利益のために漏洩し又は利用したときは、6月以下の懲役若しくは10,000バツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第325条 この章の罪は、訴えがなければ訴追することができない。

35 2015年刑法改正法(第23号)により新設。

第3章 名誉毀損の罪

第326条³⁶ 第三者に対して他人に関する虚偽の事実の摘示をして、人の評判を貶めさせ又は軽蔑若しくは侮蔑の対象となる虞れを生じさせた者は、名誉毀損の罪とし、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第327条 第三者に対して死者に関する虚偽の事実の摘示をして、死者の父母、配偶者又は子の評判を貶めさせ又は軽蔑若しくは侮蔑の対象となる虞れを生じさせたときも、名誉毀損の罪とし、第326条と同様にする。

第328条³⁷ 名誉毀損の罪を、可視化された文書、図画、絵画、映画、画像若しくは文字、音声記録、映像記録又は文字記録を出版することによって犯したときは、2年以下の懲役及び200,000バーツ以下の罰金に処する。放送、配信その他の手段で発表したときも、同様とする。

第329条 次の各号に該当する場合において、公正に自己の意見又は言説を表現したときは、名誉毀損の罪に問われない。

(1) 正義のため、自己を守るため、又は自己の正当な利益を守るためにした場合

(2) 公務員がその職務においてした場合

(3) 公共の批評を受けるべき人や事物についての公正な論評による場合

(4) 裁判所又は集会の公開手続についての公正な報道による場合

第330条① 名誉毀損の罪で訴追された者が、その摘示した内容が真実であることを証明したときは、罰しない。

② 摘示した内容が私的な事柄に関するもので、かつ、その証明が公共の利益にならないときは、証明することを認めない。

第331条 裁判所の訴訟手続において、事件の当事者又はその弁護人が、自己の事件の利益のために意見又は言説を表現したときは、名誉毀損の罪とされない。

第332条 名誉毀損事件の訴訟において、被告人に有罪判決を言渡す場合は、

36 1976年国家統治改革団命令（第41号）により改正。

37 1976年国家統治改革団命令（第41号）、1992年刑法改正法（第11号）により改正。

裁判所は次に掲げる事項を命令することができる。

- (1) 名誉毀損に係る媒体の全部又はその一部を差止め、又は破棄すること
- (2) 被告人の費用において、1紙又は数紙に、1回又は複数回、判決の全体又はその一部を掲載すること

第333条① この章の罪は、訴えがなければ訴追することができない。

② 名誉毀損の被害当事者が、訴えの前に死亡したときは、その父母、配偶者又は子が本人に代わって訴えをすることができ、その者は被害当事者とみなされる。

第12部 財物に対する罪

第1章 窃盗及びひったくりの罪

第334条 他人の財物又は他人の共同所有物を不正に持去った者は、窃盗の罪とし、3年以下の懲役及び60,000バーツ以下の罰金に処する。

第335条³⁸① 次の各号に該当する情況において、窃盗の罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役及び20,000バーツ以上100,000バーツ以下の罰金に処する。

- (1) 夜間に
- (2) 火災、爆発、洪水、鉄道その他公共輸送機関の事故若しくは遭難、又はその他の災害が発生した現場又はその付近において、当該機会に乗じて若しくは公衆の混乱に乗じて
- (3) 人又は財物を防護する障壁を損壊し、又は手段を問わず障壁の中に侵入して
- (4) 通用口ではない通路、又は共犯者が開通した通路から侵入して
- (5) 自己と認識されないように変装又は他人に扮装して
- (6) 公務員を装って
- (7) 凶器を所持し、又は2人以上で共同して
- (8) 許可なく侵入し、又は退去せず滞留した住宅、官公庁又は公共サービス所において

38 1982年刑法改正法(第5号)により改正。

(9) 公共礼拝所、鉄道駅、空港、公共駐車場、公共駐船場、公共ふ頭、又は公共輸送機関において

(10) 公共の利益のために使用され又は保管される財物に対して

(11) 雇用主の所有物又は占有物に対して

(12) 農業従事者が所有する生産物、動植物又は農耕用具に対して

② 前項各号に掲げる情況の複数に該当するときは、1年以上7年以下の懲役及び20,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

③³⁹ 第1項の罪を、農業従事者が農耕のために所有する牛、水牛、機械又は機材に対して犯したときは、3年以上10年以下の懲役及び60,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

④ 本条の罪を、本意によらず、又は耐え難い困窮により犯し、かつ、窃取した財物が少額の場合は、裁判所は、前条に規定する刑を科することができる。

第335条の2⁴⁰① 仏像若しくは神体又はその一部を窃取した者は、それが礼拝所の物又は国宝として管理される物に係るときは、3年以上10年以下の懲役及び60,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪を、寺院、僧侶の住宅、信仰礼拝の場所、国の史跡、官庁施設又は国立博物館において犯したときは、5年以上15年以下の懲役及び100,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

第336条① 人の面前で財物をつかんで窃取した者は、ひったくりの罪とし、5年以下の懲役及び100,000バーツ以下の罰金に処する。

② ひったくりが、人の身体又は精神に危険を生じさせたときは、2年以上7年以下の懲役及び40,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

③ ひったくりが、人に重傷を負わせたときは、3年以上10年以下の懲役及び60,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

④ ひったくりが、人を死亡させたときは、5年以上15年以下の懲役及び100,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

39 1987年刑法改正法（第7号）により新設。

40 1959年刑法改正法（第1号）により新設、1982年刑法改正法（第5号）により改正。

第336条の2⁴¹ 第334条から第336条までの罪を、兵士若しくは警官の制服を着用して自己を兵士若しくは警官と誤信させ、銃若しくは爆発物を所持若しくは使用し、又は犯行若しくは窃取した財物の運搬を容易にする目的で若しくは逮捕を免れる目的で輸送機関を使用して犯したときは、各条に規定する刑に2分の1を加えた刑に処する。

第2章 恐喝、強請、強盗及び集団強盗の罪

第337条① 暴行し、又は本人若しくは第三者の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨告知して脅迫して、自己又は他人に財産上の利益を交付させ又は交付の約束をさせた者は、恐喝の罪とし、5年以下の懲役及び100,000バーツ以下の罰金に処する。

② 次の各号に該当する状況において、恐喝の罪を犯した者は、6月以上7年以下の懲役及び10,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

(1) 殺害すると告知し、本人若しくは他人を暴行して重傷を負わせると告知し、又は本人若しくは他人の財物に放火すると告知して脅迫したとき

(2) 凶器を所持して脅迫したとき

第338条 人の秘密を暴露して害を加える旨告知して脅迫し、自己又は他人に財産上の利益を交付させ又は交付の約束をさせた者は、強請の罪とし、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

第339条⁴²① 次の各号に該当する目的で、暴行して又は暴行する旨脅迫して窃盗の罪を犯した者は、強盗の罪とし、5年以上10年以下の懲役及び100,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

(1) 財物の窃取又は持去りを容易にする目的

(2) 財物の交付をさせる目的

(3) 財物を確保する目的

(4) 罪跡を隠滅する目的

41 1971年国家改革評議会布告(第11号)により新設。

42 1971年国家改革評議会布告(第11号)により改正。

（5）逮捕を免れる目的

②⁴³ 第335条第1項各号の状況において、又は農業従事者が農耕のために所有する牛、水牛、機械若しくは機材に対して、強盗の罪を犯したときは、10年以上15年以下の懲役及び200,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

③ 強盗が、人の身体又は精神に危険を生じさせたときは、10年以上20年以下の懲役及び200,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

④ 強盗が、人に重傷を負わせたときは、15年以上20年以下の懲役及び300,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

⑤ 強盗が、人を死亡させたときは、死刑又は終身刑に処する。

第339条の2⁴⁴① 強盗の罪を、第335条の2第1項に掲げる物に対して犯したときは、10年以上15年以下の懲役及び200,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

② 強盗の罪を、第335条の2第2項に掲げる場所で犯したときは、10年以上20年以下の懲役及び200,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

③ 前2項の強盗が、人の身体又は精神に危険を生じさせたときは、15年以上20年以下の懲役及び300,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

④ 第1項又は第2項の強盗が、人に重傷を負わせたときは、終身刑又は15年以上20年以下の懲役に処する。

⑤ 第1項又は第2項の強盗が、人を死亡させたときは、死刑に処する。

第340条⁴⁵① 3人以上の者が共同して強盗の罪を実行したときは、集団強盗の罪とし、10年以上15年以下の懲役及び200,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

② 集団強盗の際に、一人でも凶器を所持する者がいたときは、12年以上

43 1982年刑法改正法（第5号）により新設。

44 1969年刑法改正法（第2号）により新設、1971年国家改革評議会布告（第11号）、1982年刑法改正法（第5号）により改正。

45 1971年国家改革評議会布告（第11号）により改正。

20年以下の懲役及び240,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金に処する。

③ 集団強盗が、人に重傷を負わせたときは、終身刑又は15年以上20年以下の懲役に処する。

④ 集団強盗が、虐待する素振りを見せて、よって人の身体又は精神に危険を生じさせたときは、終身刑又は15年以上20年以下の懲役に処する。銃を発射し、爆発物を使用し、又は拷問を加えたときも、同様とする。

⑤ 集団強盗が、人を死亡させたときは、死刑に処する。

第340条の2⁴⁶① 集団強盗の罪を、第335条の2第1項に規定する物に対して犯したときは、10年以上20年以下の懲役及び200,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金に処する。

② 集団強盗の罪を、第335条の2第2項に規定する場所で犯したときは、15年以上20年以下の懲役及び300,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金に処する。

③ 前2項の集団強盗の際に、一人でも凶器を所持する者がいたときは、終身刑又は15年以上20年以下の懲役に処する。

④ 第1項又は第2項の集団強盗が、人に重傷を負わせたときは、終身刑に処する。

⑤ 第1項又は第2項の集団強盗が、虐待する素振りを見せて、よって人の身体又は精神に危険を生じさせたときは、死刑又は終身刑に処する。銃を発射し、爆発物を使用し、又は拷問を加えたときも、同様とする。

⑥ 第1項又は第2項の罪の集団強盗が、人を死亡させたときは、死刑に処する。

第340条の3⁴⁷ 第339条から第340条の2までの罪を、兵士若しくは警官の制服を着用して自己を兵士若しくは警官と誤信させ、銃若しくは爆発物を所持若しくは使用し、又は強取した財物を運搬する目的で若しくは逮捕を免れる目的で輸送車両を使用して犯したときは、各条に規定する刑に2分の1を加

46 1969年刑法改正法(第2号)により新設、1971年国家改革評議会布告(第11号)により改正。

47 1971年国家改革評議会布告(第11号)により新設。

えた刑に処する。

第3章 詐欺の罪

第341条 虚偽の事実を伝え又は伝えるべき事実を隠蔽して不正に人を欺いて、本人若しくは第三者の財産を交付させ、又は本人若しくは第三者に権利文書を執行、取消若しくは破棄させた者は、詐欺の罪とし、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第342条 次の各号に該当する状況において、詐欺の罪を犯した者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

(1) 他人を装って

(2) 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて

第343条① 第341条の罪を、虚偽の事実を伝え又は伝えるべき事実を隠蔽して公衆を欺いて犯したときは、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 第342条各号の状況において、前項の罪を犯したときは、6月以上7年以下の懲役及び10,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

第344条 賃金又は報酬を支払う意思がなく、又は合意した額より低い賃金又は報酬を支払う意図で、10人以上の人を欺いて不正に自己又は他人のために労働をさせた者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第345条 代金を支払えないことを知りながら、飲食物を注文して費消し、又はホテルに宿泊した者は、3月以下の懲役若しくは5,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第346条 他人の財産を自己又は第三者のものにする目的で、人の心神耗弱又は未成年者の知慮浅薄のために自己の行為の本質を合理的に理解することができないことに乗じて、誘引してその財産の処分をさせた者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第347条 自己又は他人が損害保険から利益を得る目的で、悪意で被保険者に損害を与えた者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、

又はその併科に処する。

第348条 この章の罪は、第343条の罪を除いて、訴えがなければ訴追することができない。

第4章 債権者に対する欺罔の罪

第349条 質権者に損害を与える目的で、質権が設定された財物を隠滅し、損壊し、破棄し、滅失し又は無益にした者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第350条 自己又は他人の債権者が、裁判所に請求権を行使して債務の全部又はその一部を受領することを妨げる目的で、不実の債務を装って他人に財物を移転し、隠匿し又は譲渡した者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第351条 この章の罪は、訴えがなければ訴追することができない。

第5章 横領の罪

第352条① 自己の占有する他人の財物又は他人の共同所有物を、自己又は第三者のために不正に領得した者は、横領の罪とし、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② その占有が、他人の間違いによって自己のもとに届けられ、又は遺失物を拾得したことよるときは、2分の1の刑に処する。

第353条 他人の財産又は他人の共有財産の管理を委託された者が、不正にその職務を行ない、他人の財産上の利益に損害を与えたときは、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第354条 前2条の罪を、裁判所の命令又は遺言証書に従い他人の財物の管理を行なう地位にある者、又は公衆が信託する職業又はその業務を行なう地位にある者が犯したときは、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第355条 隠匿され又は埋蔵された価値ある動産を拾得して、その所有を申告する者がいない場合に、自己又は他人のために領得した者は、1年以下の

懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第356条 この章の罪は、訴えがなければ訴追することができない。

第6章 盗品收受の罪

第357条① 窃盗、ひったくり、恐喝、強請、強盗、集団強盗、詐欺、横領又は業務上横領の罪により獲得された財物を隠匿し、売却し若しくは処分する援助をし、又は購入、質入れその他收受した者は、盗品收受の罪とし、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 盗品收受の罪を、利益を得る目的で犯したときは、6月以上10年以下の懲役及び10,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。盗品收受の罪が、第335条第1項第10号に規定する物の窃盗、強盗又は集団強盗により獲得された財物に係るときも、同様とする。

③⁴⁸ 盗品收受の罪が、第335条の2に規定する窃盗、第339条の2に規定する強盗、又は第340条の2に規定する集団強盗により獲得された財物に係るときは、5年以上15年以下の懲役及び100,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

第7章 器物損壊の罪

第358条 他人の財物又は他人の共同所有物を損壊し、破棄し、滅失し又は無益にした者は、器物損壊の罪とし、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第359条 前条の罪を、次の各号に該当する物に対して犯したときは、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

- (1) 農産業に使用する機械又は機材
- (2) 家畜
- (3) 公共交通又は農産業のために使用する輸送機関又は使役動物
- (4) 農業従事者が所有する植物又は作物

第360条 公共の利益のために使用され又は保管される財物を損壊し、破棄し、

48 1969年刑法改正法（第2号）により新設。

滅失し又は無益にした者は、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第360条の2⁴⁹ 第335条の2第2項に掲げる場所に設置された、第335条の2第1項に掲げる財物を損壊し、破棄し、滅失し又は無益にした者は、10年以下の懲役若しくは200,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第361条 第358条及び第359条の罪は、訴えがなければ訴追することができない。

第8章 不法侵入の罪

第362条 他人の不動産の全部又はその一部を占有する目的で当該不動産に侵入し、又は侵入して他人の占有の平穩を阻害した者は、1年以下の懲役若しくは20,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第363条 他人の不動産を自己又は第三者のものにする目的で、当該不動産の境界標の全部又はその一部を移動し又は破壊した者は、3年以下の懲役若しくは60,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第364条 正当な理由なく、他人の占有する住宅、倉庫又は事務所に侵入し若しくは隠込み、又は立入りを禁止する権限をもつ者によって、その場からの退去を命ぜられても拒絶した者は、1年以下の懲役若しくは20,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第365条 前3条の罪を、次の各号に該当する情況において犯したときは、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

- (1) 暴行して、又は暴行する旨脅迫すること
- (2) 凶器を所持して、又は2人以上で実行すること
- (3) 夜間に

第366条 この章の罪は、前条の罪を除いて、訴えがなければ訴追することができない。

49 1969年刑法改正法(第2号)により新設。

第13部⁵⁰ 死体に対する罪

第366/1条⁵¹ 自己の性的欲求を満たす目的で、自己の性器を用いて、死体の性器、肛門又は口腔に侵襲した者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第366/2条 死体に対して、わいせつな行為をした者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第366/3条 正当な理由なく、死体、死体の一部、遺骨又は遺灰を損壊し、遺棄し、破棄し、滅失し又は無益にした者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第366/4条 死体に対して侮辱的な行為をした者は、3月以下の懲役若しくは5,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第3編 軽犯罪

第367条 法律の執行にあたり、公務員から氏名又は住所を質問された者が、回答を拒み又は虚偽の氏名若しくは住所を告げたときは、1,000バーツ以下の罰金に処する。

第368条① 法律の定める権限に基づく公務員の命令を告示された者が、正当な理由又は弁解なく命令に従わないときは、10日以下の懲役若しくは5,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の命令が、援助命令を定める法律に基づき、公務員の職務活動を援助することを命じたものであるときは、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第369条 公務員がその職務において又は公務員の命令によって、掲示若しくは展示した通知文、告知文若しくは文書を剥がし又は無用にした者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第370条 正当な理由なく、騒音を発し又は騒音若しくは騒動を引き起こし、

50 2015年刑法改正法（第22号）により新設。

51 2019年刑法改正法（第27号）により改正。

よって公衆に恐怖又は不安を与えた者は、1,000バーツ以下の罰金に処する。

第371条 町村若しくは公道において、公然と若しくは正当な理由なく凶器を携帯し、又は礼拝、祝祭その他の目的で人が集合する場所に凶器を携行した者は、1,000バーツ以下の罰金に処する。裁判所は、当該凶器を没収する権限を有する。

第372条 公道若しくは公共の場所で喧嘩し、又は公道若しくは公共の場所の平穏及び秩序を乱した者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第373条 自己が監護する精神に障害ある者に対し、監護を怠り徘徊させた者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第374条 生命の危機にある人を発見し、自己又は本人に危険なく救助することができたにもかかわらず、救助しなかった者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第375条 公共の排水溝、水路若しくは下水管の流通を妨げ、又は不便を生じさせた者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第376条 町村又は集会所において、不必要に銃を発砲した者は、10日以下の懲役若しくは5,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第377条 人又は財物に危険を及ぼす虞れのある方法で、自己が監守するどう猛な動物を放し飼いにした者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第378条 酒類を飲用して酩酊し、公道又は公共の場所で、騒ぎ又は自己を制御できない状態にした者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第379条 喧嘩中に凶器を取出し又は示した者は、10日以下の懲役若しくは5,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第380条 公衆が利用する井戸、池、貯水池の水を汚染した者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第381条 動物を虐待し、又は不必要な苦痛を与えて動物を殺した者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第382条 動物を酷使し又はその病気若しくは齢にかかわらず不適切に使役した者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科

に処する。

第383条 火災その他の災害において公務員から援助を求められた者が、求めに応じることができたにもかかわらず援助しなかった者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第384条 虚偽の情報を流布し、よって公衆を惑乱させた者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第385条 法律の許可を受けずに、物を設置、放置その他の手段で公道を塞ぎ、交通の安全又は利便を阻害した者は、その行為が不必要なものであった場合は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第386条 法律の許可を受けずに、公道上に穴若しくは溝を掘り、又は障害物を突立て若しくは設置した者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。法律の許可を受けて行なったとしても、事故を防止するための適切な標識を提示しなかったときは、同様とする。

第387条 落下又は崩壊する可能性がある物を吊下げ、据付け又は取付けて、公道の通行人に対して、危険、汚損又は迷惑を及ぼした者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第388条 身体を露出して公然と卑猥な行為を行ない又はその他のわいせつな行為をした者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第389条 人に危険若しくは迷惑を及ぼし、又は財物に危険を及ぼす方法で、堅固な物質を落下させた者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。不潔物で人若しくは財物を汚損し若しくは汚損するような行為をし、又は悪意により不潔物で迷惑を及ぼした者も、同様とする。

第390条 過失により人の身体又は精神に危険を生じさせた者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第391条 人の身体又は精神に危険を生じるに至らない程度の暴行をした者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第392条 人を脅かして恐怖又は不安を与えた者は、1月以下の懲役若しく

は10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第393条⁵² 本人の面前で又は公開して人を侮辱した者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第394条 農作物を耕作し又は農産物を収蔵する他人の菜園又は田畑に動物を放ち、駆り立て、又は侵入を許した者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第395条 農作物を耕作し又は農産物を収蔵する他人の菜園又は田畑に、自己が監守する動物の侵入を許した者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第396条 公道上又はその近くに、腐敗して悪臭を発する動物の死骸を廃棄した者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第397条⁵³① 嫌がらせ、いじめ、恫喝などの手段により、人を羞恥させ又は不快にさせた者は、5,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪を、公衆の面前で、又は性的な嫌がらせにより犯したときは、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

③ 前項の罪を、監督、雇用その他の地位関係において、被害者より上位の権限をもつ者が犯したときは、1月以下の懲役及び10,000バーツ以下の罰金に処する。

第398条⁵⁴ 生計その他を自己に頼る15歳未満の子ども、老年者又は病者に対して、虐待をした者は、1月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

[追記] 2022年刑法改正法(第29号)により、刑事責任年齢に関する条文が改正された。改正された条文を以下に掲げる⁵⁵。

52 1976年国家統治改革団命令(第41号)により改正。

53 2015年刑法改正法(第22号)により改正。

54 1987年刑法改正法(第8号)により改正。

55 改正前の条文については、「タイ刑法典(総則編)」(西南学院大学法学論集第54巻第3・4合併号)231・232頁参照。

第73条① 12歳に満たない子どもの行為は、罰しない。

（第2項略）

第74条① 12歳以上15歳未満の少年の行為は、罰しない。ただし、裁判所は、次に掲げる権限を有する。

①（第1号略）

（2）少年の両親又は後見人に少年を養育することができるかと判断するときは、裁判所は、3年を超えない期間を定めて、少年が有害行為を行なわないように養育するという誓約を課して、両親又は後見人に少年を引渡すことができる。さらに、裁判所は、適当と認めるときは、10,000バーツを超えない範囲で、少年が有害行為を行なう度毎に、両親又は後見人が裁判所に対して支払うべき金額を定めることができる。ただし、少年が両親又は後見人以外の者と居住する場合において、両親又は後見人に前段の誓約を課すために召喚することが適当でないと判断するときは、裁判所は、少年の同居者を召喚して、前段の誓約を受入れるか否かを質問することができる。同居者がその誓約を受入れることに同意したときは、裁判所は、前段の誓約を課して少年を引渡すものとする。

（3）裁判所が指定する期間、少年を、教育機関、教育訓練機関、心理相談機関又は少年訓練専門施設に送致することができる。ただし、この期間は、少年が満18歳に達するまでの間とする。

前号に従い、少年を両親、後見人又は同居者に引渡したときは、裁判所は、第56条の規定と同様に、少年の行動を制限するための条件を決定することができる。この場合において、裁判所は、少年の行動を制限するために、保護観察官その他の担当官を指名する。

少年に両親若しくは後見人がなく、いても両親若しくは後見人には養育することができないと判断するとき、又は少年が両親若しくは後見人以外の者と居住しており、その同居者が第2号の誓約の受入れを拒否したときは、裁判所は、適当と認める人物又は機関に、その同意を得て、裁判所が指定した期間、監督及び教育訓練を実施するために、少年を引渡すことができる。この場合において、当該人物又は機関は、監督及び教育訓練を実施するほか、

少年の居住先を定め、必要に応じて少年が行なう作業を設定し、又は児童福祉法に基づく福祉的保護を講ずる目的においてのみ、後見人と同一の権限を有する。

② 前項第2号、第3号第2段及び同号第3段の命令に関して、裁判所が指定した期間内に、裁判所自ら、又は利害関係者、検察官、裁判所が養育のために引渡した人物若しくは機関、又は担当官の申立てによって、その命令に関する状況が変化したことが明らかになったときは、裁判所は、本条に規定された権限に従って、前の命令を変更し又は新しい命令を出す権限を有する。